

報道資料

令和4年6月9日
奈良県文化・教育・くらし創造部
青少年・社会活動推進課
協働推進係 担当：永岡、岩倉
TEL：0742-27-8713（内線 3313）
FAX：0742-27-9574

特定非営利活動法人（NPO法人）役員等の個人情報漏えいについて

NPO法人は、特定非営利活動促進法に基づき、毎事業年度の終了の日から3ヶ月以内に所轄庁に事業報告書等（※）を提出することになっています。

県は、提出を受けた書類のうち、住所の個人情報が記載されている役員名簿及び社員名簿を除く書類を「NPO法人ポータルサイト」（内閣府運営）に公開しています。

この度、県内2法人の当該名簿が閲覧できる状態でサイトに掲載されていることが判明しました。直ちに当該名簿を削除するとともに、法人への説明と謝罪を行いました。

今後は、同様の事案が起きないように再発防止策を講じて、個人情報の適正な管理に努めてまいります。

※事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿、社員名簿

1. 事案の発生所属

奈良県文化・教育・くらし創造部 青少年・社会活動推進課

2. 漏えいの恐れのある情報

奈良県認証のNPO法人 A法人の社員16名分の名簿記載の住所（役員5名を含む）

B法人の役員4名分の名簿記載の住所

3. 公開していた期間

A法人 令和4年6月2日～令和4年6月6日

B法人 令和4年3月31日～令和4年6月6日

4. 判明の経緯及び対応

6月6日の16時頃にA法人の職員より当課に、「ポータルサイトに名簿が公開されている」旨の連絡があり判明。B法人について、A法人の事案を受け、当課において最近に公開した108法人の事業報告書等を点検したところ判明。

いずれも、判明後直ちに公開情報から名簿を削除。

さらに、ポータルサイトに掲載中の561法人すべての掲載情報（最大過去5年分の事業報告書）の総点検を実施。（結果、新たな事案はなし）

5. 原因

公開する書類を専用機器により電子データ化する際、法人から提出された事業報告書等一式をまとめてスキャンしてしまうとともに、職員の確認が不十分な状態でポータルサイトにアップロードしてしまったため。

6. 再発防止策

- ・複数職員によるチェック体制など事務処理手順を改正
- ・アップロード用端末への「再確認」と表示をするなど視覚的な注意喚起表示
- ・名簿様式に「取扱注意」と表記し、常に注意の意識を喚起
- ・個人情報の取り扱いに係る職員研修の実施